相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県沼津市本田町一番、最後の住所静岡県沼津市西椎路五二〇番地の三六　被相続人　亡　川口　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月八日

静岡県沼津市三園町二番二九号　小川・重光法律事務所　相続財産管理人　弁護士　田上　悠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市緑区青山二丁目一七五番地三、最後の住所名古屋市緑区青山二丁目一七五番地の三　被相続人　亡　服部　藤男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月八日

愛知県市名古屋市中区新栄二―一―九　雲竜ビル西館一〇階一〇三号・一六階一六〇五号河内法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山村　豊弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県三重郡菰野町大字神森七五〇番地、最後の住所三重県三重郡菰野町大字神森四〇五番地　被相続人　亡　平野　幹雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月八日

三重県四日市市鵜の森一丁目三番二三号ナカジマビル七〇三号　北勢綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　川本　一子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県桑名市長島町西川六一八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　櫻井　司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月八日

京都市中京区蛸薬師通高倉西入泉正寺町三四番地　日昇ビル五階　北峯法律事務所　相続財産管理人　弁護士　北峯　功三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市雑賀町七六四番地、最後の住所京都市南区唐橋川久保町一八番地ビュープラザ四〇五号　被相続人　亡　岡田　賢一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月八日

京都市下京区四条通新町東入月鉾町六二　住友生命京都ビル八階　京都みらい法律事務所　相続財産管理人　弁護士　秋重　実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市東山区祇園町南側五七〇番地一二〇、最後の住所京都市東山区祇園町南側五七〇番地の一二〇　被相続人　亡　増田　貴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月八日

京都市中京区蛸薬師通高倉西入泉正寺町三四番地　日昇ビル五階　北峯法律事務所　相続財産管理人　弁護士　北峯　功三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市中京区小川通姉小路下る西堂町四九五番地、最後の住所京都市伏見区竹田中内畑町五三番地　被相続人　亡　清水　初枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月八日

京都市中京区蛸薬師通高倉西入泉正寺町三四番地　日昇ビル五階　北峯法律事務所　相続財産管理人　弁護士　北峯　功三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府与謝郡与謝野町字加悦奥四五一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　永井　金子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月八日

京都府与謝郡与謝野町字三河内八四一番地一〇　相続財産管理人　弁護士　澤田　将樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市中央区河原町六番地、最後の住所大阪市平野区喜連西四丁目二番一―一三号　被相続人　亡　杉田　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月八日

京都市中京区蒔絵屋町二六七烏丸二条ビル四階　相続財産管理人　弁護士　山之口　泉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府与謝郡与謝野町字加悦奥四五一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　永井　金子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月八日

京都府与謝郡与謝野町字三河内八四一番地一〇　相続財産管理人　弁護士　澤田　将樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市中央区河原町六番地、最後の住所大阪市平野区喜連西四丁目二番一―一三号　被相続人　亡　杉田　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月八日

大阪市北区南森町一丁目三番二七号南森町丸井ビル八階　相続財産管理人　弁護士　小島　幸保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市北区大将軍東鷹司町一一七番地一、最後の住所大阪府堺市中区小阪一六九番地一カルム泉北深井四〇一号　被相続人　亡　田中　清夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月八日

大阪市中央区難波三丁目七番一二号ＧＰ・ＧＡＴＥビル七階　相続財産管理人　弁護士　塩路　広海

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市北区青江四丁目八三二番地、最後の住所岡山市中区沖元五〇二番地アダムスホーム　被相続人　亡　平松　雅恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月八日

事務所岡山市北区富田町二丁目三番三号　相続財産管理人　司法書士　橋本　尚美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市下津井吹上二丁目五二一番地、最後の住所岡山県倉敷市下津井吹上二丁目五番五九号　被相続人　亡　田中　俊惠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月八日

事務所岡山市北区富田町二丁目一二番一六号センチュリー富田町ビル四〇一　あおき法律事務所　相続財産管理人　弁護士　青木　隆浩

第49期決算公告

平成29年3月31日

東京都品川区大崎五丁目10番10号
フォルボ・ジークリング・ジャパン株式会社
代表取締役社長　佐藤　守

貸借対照表の要旨（平成28年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,972	流動負債	1,033
固定資産	1,360	（賞与引当金）	(45)
		固定負債	1,558
		（退職給与引当金）	(1,258)
		株主資本	1,972
		資本金	330
		資本剰余金	1,642
		利益準備金	82
		その他利益剰余金	1,560
		（うち当期純利益）	(389)
		評価・換算差額等	△231
資産合計	4,332	負債・純資産合計	4,332